

**調布市立学校における持続的な学校運営のための
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)**

**《令和4年6月10日版》
調布市教育委員会**

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況下においても持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びそのリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していくことを目的として、教育活動上の具体的な感染対策や児童・生徒等の衛生管理・健康管理の方法、また、感染が確認された場合の対応方法などについてまとめたものです。各校では、本ガイドラインを踏まえ、各校の状況に応じた感染対策を行いながら、児童・生徒の学びの継続に努めます。

なお、本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とします。

目 次

教育活動編

1	令和3年度の学校運営について-----	1
2	学校における感染症対策の考え方-----	1
3	保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について-----	1
4	上記2の児童・生徒の学習評価について-----	1
5	児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア等-----	2
6	感染者等に対する偏見や差別への対応-----	2
7	熱中症事故の防止について-----	2
8	服務の取扱い-----	2
9	教育活動上の感染症対策について-----	3
10	オンラインの活用について-----	8
11	教職員の行動規範について-----	8
12	家庭への感染症対策の依頼-----	8
13	留意点-----	8

保健衛生編

第1章 本編の位置づけ及び基本的な考え方

1	本編の位置づけ-----	9
2	保健衛生に関する基本的な考え方-----	9
3	学校（教職員）の役割-----	10
4	教育委員会事務局の役割-----	12

第2章 具体的な感染予防策

1	健康管理・衛生管理等-----	13
(1)	児童・生徒の健康管理・衛生管理-----	13
(2)	教職員の健康管理・衛生管理-----	14
(3)	来校者の体調管理・衛生管理-----	16
(4)	教室等の環境衛生管理-----	16
(5)	給食調理上の衛生管理-----	18
(6)	給食指導時の衛生管理-----	18
(7)	分散登校時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）-----	18
(8)	児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応-----	19
2	出席停止の取扱い等-----	20

第3章 臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）

1	感染者が判明した場合-----	21
---	-----------------	----

2 保護者等への周知・市民への公表-----	24
3 校内の消毒-----	24
4 都内感染者の発生状況を踏まえた措置-----	24

＜様式・参考資料＞

様式1 「健康観察票（児童・生徒用）」

様式2 新型コロナウイルス感染症に係る欠席届

様式3 「健康チェック表（教職員用）」

参考様式「健康チェック表（来校者用）」

【参考資料】国マニュアル

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

【参考資料】「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント（厚生労働省）」

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

【略称】本ガイドライン中では、下記のとおり略して表記する。

国マニュアル	← 文部科学省 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」 最新版
--------	---

教育活動編

1 令和4年度の学校運営について

新型コロナウィルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく。

2 学校における感染症対策の考え方

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底すること。

3 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童・生徒については、原則、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、「合理的な理由があると校長が判断する場合」には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない扱いも可能である。ただし、緊急事態宣言期間においては、同居家族に高齢者等がいない場合であっても「感染症の流行等でその予防上、保護者が児童（生徒）を出席させなかった場合」を「出席停止・忌引等の日数」とすることができます。

これらの判断に当たっては、特に小・中学生は就学義務も踏まえ、児童・生徒の学びが保障されるよう配慮すること。

4 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しての学習評価について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒との関係を継続すること。特に、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、例えば、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うこと。また、学習指導を行う際には、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること。

なお、これらの取組が「①教師による学習指導が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること」「②教師が児童・生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること」の要件を満たしている場合は、再度学校で指導しなくてもよいものとし、学習の状況や成果は、学習評価に反映することができる。ただし、一部の児童・生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

＜具体的な自宅等での学習の状況及び成果の把握の方法例＞

- ① ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成、学習状況確認のための小テストの実施など自宅等での学習を支えつつ、その学習状況を適切に把握するための取組
- ② 作成したレポートに対する教師のフィードバックや児童・生徒自身によるノートへ

の学びの振り返りの記録など、自宅等での学習の成果を児童・生徒が自覚して次の学習や指導に生かしていくための、いわゆる指導と評価の一体化に資する取組

5 児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口を適宜周知するとともに、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童・生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

6 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

7 热中症等の事故防止について

児童・生徒の健康確保に向けた取組に一層留意し、気候等の状況等により、適時・適切な水分補給が行えるようにする。ただし、呼気が激しくなるような運動を行う場合は、他の児童・生徒との距離を2m以上確保するなどの工夫を行った上で、マスク着用なしで実施できること。また、これらの活動後すぐにマスクを着用するのではなく、児童・生徒間の距離を確保しつつ、休憩させること。

8 服務の取扱い

市立学校の教職員（都費）の新型コロナウイルス感染対策に係る服務の取扱いについては、次のとおりとする。（令和3年3月1日付「新型コロナウイルス感染症対策に係る服務の取扱いについて（教育庁人事部長）」）

	区分	年次有給休暇	事故欠勤（有給）
1	職員に発熱等の症状がある場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ※常勤職員は、診断書の提出の上、「病気休暇」とすることもできる。	○	○
2	親族に発熱等の症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	○	○
3	職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、就業制限を受けた場合 ※常勤職員は、診断書の提出の上、「病気休暇」とすることもできる。	○	○
4	親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	○	○
5	新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業により、子の世話をを行う職員が、勤務時間中に当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	○	○
6	職員が検疫法に規定する停留の対象となった場合	○	○
7	職員が感染症法又は検疫法による感染を予防するための協力を求められた場合	○	○
8	親族が感染症法又は検疫法による感染を防止するための協力	○	○

	求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
--	---------------------------------	--	--

なお、健康状態に不安があるが休暇取得まで至らない場合や、学校の臨時休業に伴い子の世話をを行う等の事情がある場合には、自宅勤務の活用による対応を原則とする。※市費負担職員については、上記と扱いが異なるため、個別に問合せすること。

9 教育活動上の感染症対策について

教科の指導においては、話合いや発表などの活動を一律に中止するものではない。学習指導要領の目標を十分に踏まえ実施する場合には、感染症対策として「マスク等の着用」「一定の距離」「同じ方向を向く」「回数の制限や時間を短縮する」などの対策を徹底して実施することができる。

密集が回避できない状況下においては、密接する時間を短時間とすることや、密閉を回避するために換気を十分に行うなど、三密が同時に重ならないよう留意する。

なお、濃厚接触者等の候補の範囲が次のように示された。緊急事態宣言等の期間においては、濃厚接触者等が特定されるような教育活動は極力避け、三密を避ける、マスクを着用するなど、感染症対策を徹底すること。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性のある者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・ 手で触ることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について
(令和3年8月27日文部科学省)

【下表】接触者の確認「区市町村立学校におけるPCR検査の実施について（令和3年8月27日東京都教育委員会）」

状況	自宅待機とする例	自宅待機としない例
体育の授業・部活動・体育祭/文化祭準備	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを外して15分以上1m以内で共に活動（運動部活動が該当する場合が多いので、よく状況を見極めて判断） ・休憩時や更衣の状況が不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の時間を通して全員がマスクを着用 ・屋外等換気の良いところで活動
座学の授業・補講・補習		<ul style="list-style-type: none"> ・全員がマスク着用確認 <p>※座学の形態で基本的な感染症対策が行われていれば、自宅待機不要</p>
休憩時間	<ul style="list-style-type: none"> ・友人と飲食をしていた ・マスクを外して会話 	<ul style="list-style-type: none"> ・黙食を徹底
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・友人と飲食をしていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人で登下校

	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを外して会話 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを外すことなく静かに会話
学校外の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に外出した ・友達の家に宿泊した <p>※学校外でマスクを外した場面を含む接触がある場合は原則、自宅待機</p>	
その他一般	<ul style="list-style-type: none"> ・1m以内の距離で、マスクなし（鼻出しマスクや顎マスクはマスクなしとみなす）で、15分以上の接触があった 	

なお、特に、次の(ア)から(カ)の学習活動については、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）」であることから、緊急事態宣言等においては、三密が同時に回避できない状況にある場合は、中止、又は三密を回避できる状況に環境を変え実施する。

- (ア) 各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- (イ) 理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- (ウ) 音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤、ハーモニカ等の管楽器演奏（★）」
- (エ) 図画工作、美術、工芸における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- (オ) 家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）」
- (カ) 体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動（★）」や「近距離で組み合つたり接触したりする運動（★）」

(1) 教科指導の感染症対策

※緊急事態宣言等において事務連絡が示された場合は、事務連絡の対応に準ずることとする。

教科	感染症対策（例）
全ての教科等で共通する事項	<ol style="list-style-type: none"> グループによる活動は、近距離で対面にならないよう、席の位置を交互にしたり、一定の距離を確保したりするなど、飛沫がかかる工夫を講じて実施する。また、活動時間が長くなる計画をしている場合は、適時、換気や休憩を計画的に位置付ける。 近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するとともに、大声での発生はさせない。 共有の教具等を使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。 校外での活動は、移動中や活動中の三密の回避を行う。 引き続き、講師を招聘した講演会等は、オンラインによる遠隔授業も検討する。
音 楽	<p>【歌唱】の学習を行う場合の対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。また、一律に大きな声で歌うといった指導ではなく、学習指導要領に則り、自然で無理のない歌い方、適切な声域と声量による歌い方などを指導すること。 合唱している児童・生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童・生徒との間隔、発表者と聴いている児童・生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。

	<p>3 立っている児童・生徒の飛沫が座っている児童・生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童・生徒と座っている児童・生徒が混在しないようにする。</p> <p>4 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。</p> <p>※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。 ・ フェイス・シールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。 <p><マスクをはずしての歌唱について></p> <p>歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースが考えられることから、換気と十分な距離（最低2m）をとることが可能である場合は、マスクを外して歌うことができる。また、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずにいる場合には、マスクを着用せずにいることも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。ただし、緊急事態宣言下は、マスクの着用を徹底する。</p> <p>【「器楽」の学習活動のうち鍵盤ハーモニカなど呼気を用いた楽器を扱う学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鍵盤ハーモニカなど呼気を用いた楽器を使用する場合は、歌唱指導と同様、飛沫がかかるよう、間隔をあけたり、場の設定を工夫したり、換気など感染症対策を講じて実施する。 ・ 「器楽」の学習で用いる楽器を複数の児童・生徒が触れる場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
体育（保健体育）	<p>1 活動前後の手洗いを徹底し、実施する。</p> <p>2 器械・器具、用具を使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。</p> <p>3 児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、接触する時間が短時間となるよう、実施方法に留意する。体育館で実施する際には、換気を十分に行う。</p> <p>4 授業開始時には準備運動（ラジオ体操や一人でできる体ほぐし、ストレッチ等）を十分に行う。</p> <p>5 児童・生徒が集合・整列する場面は、間隔を十分に開けること。</p> <p>6 校庭や体育館での運動において、換気がされている状況や児童・生徒間の間隔を十分に確保できる場合は、マスクを着用しなくてもよい。ただし、緊急事態宣言期間中は、可能な限りマスクの着用を推奨すること。なお、感染予防のために外したくないと意思表示があった場合は個別に対応すること。</p> <p>7 マスクを着用して活動を行う場合は、適時、水分補給や休憩を取り、熱中症に注意すること。</p> <p><マスク着用に関する留意点></p> <p>(1) 呼気が激しくなるような運動を行う場合は、他の児童・生徒との距離を2m以上確保するなどの工夫を行った上で、マスク</p>

	<p>着用なしで実施できること。また、これらの活動後すぐにマスクを着用するのではなく、児童・生徒間の距離を確保しつつ、休憩させること。</p> <p>(2) 児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片方の耳だけにかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。なお、低学年の児童は、マスクの着脱の判断が難しいことも想定されることから、指導者は、マスクを外してもよいなど、適時、注意喚起を促すこと。</p> <p>(3) 教員は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童・生徒への指導のために自らがモデルとなって運動を示す場合は、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要的会話や発声を行わず、児童・生徒との距離を2m以上確保すること。</p> <p>(体育等の活動におけるマスク着用の必要性について（依頼）事務連絡 令和3年5月28日) (学校生活における児童生徒等のマスクの着用について 事務連絡 令和4年5月24日)</p>
技術・家庭	<p><家庭（小学校も含む）></p> <p>1 調理実習を可とする。</p> <p>2 エプロンや三角巾等、ビニール手袋（推奨）やマスクの着用を徹底する。</p> <p>3 班ごとの活動の際は、近距離での活動が長時間にならないよう、活動計画を立てる。</p> <p>4 食事をする場合は、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる（給食と同様の対策）。</p> <p>5 道具や器具やミシンなどを複数で使用する際（中学校技術科も含む）は、使用者を限定することや、使用前後の手洗いを行わせる。</p>

(2) 学校行事の実施についての考え方

運動会・体育祭 学芸会、学習発表会、 作品展覧会、合唱祭	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を講じて、練習時間を短縮したり、実施内容を精選したりするなど、令和2・3年度の工夫した取組を参考にして実施する。また、実施学年や保護者の参観については、学校規模に応じて、学校が判断し、実施する。
宿泊を伴う移動教室 等の学習	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を徹底して実施する。ただし、次のことに留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 出発前に、保護者の参加承諾書を提出させる。 健康観察を徹底し、少しでも体調が悪い場合は、欠席を促す。 飲食を行う場合は、向かい合った席にしない、会話はしない、など、感染症対策を講じる。また、バス内での飲食（適切な水分補給は除く）は行わないこと。 宿泊施設による感染症対策を遵守するとともに、見学地における実施の際の留意点等を確認し、感染症対策を徹底する。
校外学習 (地域学習等)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用した校外学習の在り方については、参加する児童・生徒数など、学校の実態に応じて、学校が判断し、実施する。ただし、実施する場合は、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 予防上、保護者が児童・生徒の校外学習への参加を望まなかった場合には、個別・柔軟に対応する。 健康観察を徹底し、少しでも体調が悪い場合は、欠席を促す。 見学等、相手先がある場合は、受け入れが可能なのか、実施の際の留意点等を確認し、感染症対策を徹底する。 人數を分散するなどして、密集・密接を避ける。 ※例えば、電車を使用する際は、1学級の児童・生徒が同じ車

	<p>両に集中しないなどの注意を払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 飲食を行う場合は、「対面で行わない」「会話を避ける」こと。 ⑥ 学級単位の規模で食事をする場合、広い場所を確保する。 ⑦ 感染予防のためにアルコール消毒液等の持参を希望する意思表示があった場合は、個別・柔軟に対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩による校外学習については、三密を回避し、感染症対策を講じて実施する。
健康診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策を徹底して実施する。 ・ 給食後の歯磨きについては、飛沫による感染予防の観点から、当面の間、実施を見送る。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の実態に応じて、三密を回避し、工夫して実施する。
クラブ、委員会活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。 ・ 全校児童・生徒を一同に会する集会は、感染状況を踏まえつつ、放送設備等を活用し、各教室で実施するなど、実施方法を工夫する。ただし、学校の実態に応じて、児童・生徒間の間隔が十分に確保できる場合は、校庭等での実施など学校の実態に応じて検討する。
心の劇場、連合音楽会、音楽鑑賞教室、古典芸能、連合図工（作品）展、合同学習発表会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途、詳細を通知する。

(3) その他の教育活動

全校集会、学年集会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備等を活用し、各教室で実施する。 ・ 体育館や校庭などを使用し、十分な間隔を開けて実施できる場合は、学年や全校児童・生徒を一同に会して実施することができる。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。 ・ 活動前後の手洗いを徹底する。 ・ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は、接触する時間を短縮するなどして、実施する。 ・ 合唱部や吹奏楽部の活動については、音楽科の感染症対策を参考にして、生徒間の距離の確保、シールドの設置など、飛沫が他者に飛ばないよう感染症対策を講じて実施する。また、換気を十分に行うこと。 ・ 部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また、使用前後の手洗いを行わせる。 ・ 対外試合や演奏会など多数の児童・生徒や不特定多数の参加者が見込まれる活動は、主催者と十分に検討を行い、実施の可否について判断する。 ・ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。 <p>（学校生活における児童生徒等のマスクの着用について 事務連絡 令和4年5月24日）</p>
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳を行う児童・生徒等は、給食衣・帽子・マスクの着用、手洗いを徹底する。 ・ 配膳の際は、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。 ・ 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食とする。 <p>※ その他の対応については「保健衛生編」参照</p>

(4) その他

授業参観	<ul style="list-style-type: none"> 学校の実態に応じて、学級や学年毎など分散させて実施するなど、感染症対策を講じて実施する。
面談（二者、三者）	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を講じて実施する。
保護者会	<ul style="list-style-type: none"> 学校の実態に応じて、密集にならない広い場所で実施するなど、感染症対策を講じて実施する。 Google Meet などオンラインでの実施も引き続き検討すること。
学校図書館の利用	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を徹底した上で、貸出等を行う。
就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 学務課より別に通知する。

10 オンラインの活用について

今後の感染拡大のリスクを鑑み、日々の教育活動において、オンラインの積極的活用・定着に取り組むこと。なお、陽性者等や感染不安で休んでいる児童・生徒に対しては、Google クラスルーム等を活用し、オンライン授業（オンデマンドや双方向）や課題の提示を行うこと。

11 教職員の行動規範について

教職員においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、市民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起を行うこと。また、少しでも体調がよくない場合は、出勤せず、速やかに病院で受診すること。服務の取扱いについては、本ガイドライン「8 服務の取扱い」を参照すること。

12 家庭への感染症対策の依頼

夏季休業中は、これまで以上に児童・生徒の感染者が発生し、家庭内感染も多く見られたところである。学校運営を持続的に実施していくためには、学校での感染症対策にあわせて、家庭と連携・協力して、家庭での感染症対策もお願いしていかなければならない。以下の点について、家庭にもご協力いただくよう、学校だより等を利用して啓発する。

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛
- 繁華街への外出自粛
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察し、本人及び家族が少しでも体調がよくない場合は登校させない
※この場合、各学校においては、児童・生徒の学習の保障を図ること
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

13 留意点

- 児童・生徒及び教職員の毎日の健康観察記録を徹底すること。
- 教職員については、発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せずに自宅で休養すること。
また、出勤後に体調の変調を来した場合は、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すこと。
- 児童・生徒については、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底すること。登校後に体調の変調を来した場合は、保護者の連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すこと。

保健衛生編

第1章 本編の位置づけ及び基本的な考え方

1 本編の位置づけ

本編は、国内における新型コロナウィルス感染症の感染状況を踏まえ、文部科学省が公表したガイドライン・マニュアル・通知等を参考に、教育委員会として、市立小・中学校において学校運営上取るべき具体的な感染症予防対策を示し、感染リスクの低減を図るために作成したものである。

なお、本編については、今後も、国や東京都の最新の情報に基づき、継続的に検討し、必要に応じて隨時改訂していくものとする。

2 保健衛生に関する基本的な考え方

市立小・中学校においては、「国マニュアル」で示された設置者・学校の役割を参考に、「基本的な感染症対策の徹底」と「集団感染のリスクの回避」に努めつつ、児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、市・医師会・保健所等と十分相談の上、臨時休業など感染拡大防止のために必要な措置を講じることとする。

【国の基本的な考え方】 ※「国マニュアル」より抜粋

学校では、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

また、変異株であっても基本的な感染予防対策は従来株と変わらず、3密や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどが推奨されています。感染者を一人でも多く減らしていくため、適切な危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいく必要があります。

〔特にリスクの高い5つの場面〕

- ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、
④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

どんなに感染症対策を行っても、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

3 学校（教職員）の役割

(1) 校長・副校長の主な役割

国マニュアル 第1章5

- ア 校長は、対応の総括責任者として、本ガイドラインで定めることのほか、「国マニュアル」等に基づく校内で必要となる対応を検討・決定する。
- イ 教職員へ国・東京都の通知内容や取組、地域の感染の状況など、最新の情報を周知する。
- ウ 教職員の模範として自身の健康管理に努める。
- エ 教職員に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。
- オ 教職員が出勤後に発熱等により体調が悪くなったときや、教職員の家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、帰宅し自宅休養することや、自宅待機するなどの対応を積極的に促す。
- カ 保護者へ学校の対応等を周知し、協力を要請する。
- キ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、教育委員会・保健所等と十分相談の上、出席停止や自宅待機指示、校内の消毒など、感染拡大防止のために必要な措置を講じる。

(2) 養護教諭の主な役割

- ア 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 学校における感染症対策の中核として、他の教職員と連携し、組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。
- エ 教職員が正しい知識を得て適切な健康管理や保健指導ができるよう、医療や感染症対策等の情報を積極的に提供・発信する。
- オ 学校医・学校薬剤師等と連携を図り、校内の環境衛生の保持に努めるとともに、必要に応じて、「国マニュアル」等に基づく対応を検討し、校長に進言する。
- カ 児童・生徒や教職員に発熱等の風邪の症状がみられるときは、帰宅するまでの間、保健室等での隔離・検温・経過観察など、適切な対応を講じる。
- キ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、校長の指示を受け、教育委員会・保健所等と十分相談の上、他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

(3) 教員の主な役割

- ア 毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、児童・生徒と最も密接に関わることから、健康状態に不安があるときは無理な出勤を避ける。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 養護教諭や他の教職員と連携し、組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。
- エ 児童・生徒への指導について、「国マニュアル」等に基づく必要な対応を検討し、校長に進言する。
- オ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、養護教諭や他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

(4) 他の教職員の役割

- ア 每朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。
- イ 出勤後に発熱等体調が悪くなったときや、家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに管理職に報告する。
- ウ 栄養士・調理員は、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。
- エ 児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には、養護教諭や他の教職員と連携し、消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

4 教育委員会事務局の役割

(1) 情報の提供

国マニュアル 第1章5

国・東京都の通知内容や取組、他自治体の取組、地域の感染の状況など、最新情報の収集に努め、速やかに学校へ提供する。

(2) 感染症対策用消耗品の確保に向けた調整

消毒液・石けん等の購入に必要な予算措置を講じるとともに、全校対応を要するものや急を要するものの確保・調整を行う。

(3) 感染者が判明した場合の対応

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合に備え、市、調布市医師会、保健所等との連携体制を維持する。

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合は、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の必要性について検討する。

この検討に当たっては、国マニュアルや「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和3年8月27日文部科学省通知）」等に沿って状況を確認し、調布市医師会、保健所等と相談の上、進めるものとする。

また、患者発生について文部科学省に報告する。

(4) 保護者に対する働きかけ・配慮

ア 市との連携により、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や家庭での取組の普及啓発を図る。

イ 教育委員会・学校の対応に関する周知に努める。

ウ 海外から帰国した児童・生徒については、保護者に一定期間の自宅待機を要請する。

エ 就学援助等の申請期間について可能な限り柔軟な対応に努める。

オ 児童・生徒の感染等が判明した場合には、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が発生しないよう、プライバシーの確保を最優先し、最大限の配慮を行う。

(5) 関係機関との連携

学校単位で連携しにくい機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内・近隣の医療機関）との広域的な対応のとりまとめや情報共有などを行う。

(6) 国・東京都との連携

国・東京都の通知内容や取組に沿った対応を進めていく。

第2章 具体的な感染予防策

1 健康管理・衛生管理等

(1) 児童・生徒の健康管理・衛生管理

国マニュアル 第2章1.～6.

ア 健康観察表の配付

学校は、児童・生徒に、健康観察表を配付し、毎日記入・提出を求める。

【健康観察表】

様式1「健康観察表」を使用する。ただし、これと同じ項目が記載できるようになっていれば、学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

イ 登校時の健康観察

登校時の声掛けや健康観察、提出された健康観察表により児童・生徒やその家族・同居者の体調を確認する。

検温や健康観察表を忘れた場合は、教室に入室する前に職員室等に立ち寄るよう指導し、別室で検温及び風邪の症状などを確認する。

ウ 本人または家族・同居者の体調不良時の対応

国及び東京都が示す地域の感染レベルを参考としながら、本人に発熱等の症状がある場合、解熱し、風邪の症状がみられなくなるまで出席停止とする。本人の家族・同居者に発熱等の症状がある場合については、校長が出席しなくてもよいと認めた日として自宅待機を促し、指導要録上は出席停止等とする。

エ 本人が濃厚接触者に特定された場合の対応

校長は、家族・同居者の中に感染した者がいるなど、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、「2 出席停止の取扱い等」(P2O)に示す期間、出席停止とする。ただし、自宅待機の有無及び期間について保健所からの指示がある場合は、それに従う。

オ マスクの管理

「マスクの着用」が基本的な感染対策のひとつであることを踏まえ、清潔なマスクを適切な状態（いわゆる鼻出しマスクや顎マスクではない状態）で着用するよう指導する。

ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日や以下の場合にはマスクを着用する必要はない。

- ・ 人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
- ・ 屋外にて、会話をほとんど行わないような場合
- ・ 屋内にて、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ・ 体育の授業、運動部活動。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用する。また、活動中以外の更衣室や集団での食事・移動時はマスクを着用する。
- ・ 登下校時

いずれの場合も、マスクを外す際には人との距離を確保し、会話を控えるよう指導する。

【マスク】

マスクの効果（飛沫飛散・吸引防止）については、その材質が不織布、布、ウレタンの順に効果が高いと言われている。（厚生労働省ホームページより引用）

マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は、学校が準備したマスクを着用させる。

【暑さ指数（WBGT）】※環境省ホームページより抜粋

WBGT が 28°C 以上で厳重警戒、31°C 以上で危険（運動は原則中止）

力 手洗いの徹底

外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、トイレの後など、こまめに手洗いを行うよう指導する。

手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないよう指導する。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。また、消毒液や石けん等は、ウイルスに汚染されないよう保管場所を工夫する。

(2) 教職員の健康管理・衛生管理

ア 自宅や学校での健康管理

国マニュアル 第2章8.

(ア) 教職員

毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努め、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養する。

家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは、管理職に報告し、出勤を避ける。

出勤後に発熱等により体調が悪くなった場合は、管理職に報告し、すみやかに帰宅する。公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

(イ) 管理職

毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。

発熱等の風邪の症状がみられるときは、すみやかに教育委員会（指導室）に報告し、自宅休養・帰宅等適切に対処する。

教職員に自宅での検温を徹底させる。

「健康チェック表」を用意し、毎日、記載内容を確認し、3週間保管する。

教職員や家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときや、出勤後に発熱等により体調が悪くなったときは、自宅での休養や帰宅を積極的に促し、他の教職員との接触を避けるなど、適切に対処する。

イ 本人または家族・同居者の体調不良時の対応

教職員本人または家族・同居者に発熱・倦怠感等の風邪症状がみられる場合は、解熱し、風邪の症状がみられなくなるまで自宅待機する。

ウ 教職員が濃厚接触者に特定された場合

校長は、教職員が家族・同居者の中に感染した者がいるなど、当該教職員が

濃厚接触者である旨を把握した場合には、「2 出席停止の取扱い等」(P20)に示す期間、休ませる。ただし、自宅待機の有無及び期間について保健所からの指示がある場合は、それに従う。

工 教育活動中の衛生管理

教職員は、定期的・積極的な手洗い（手洗いができない際はアルコール手指消毒液の使用）やマスクの着用等により、児童との接触による感染症予防に努める。

【健康チェック表】

様式3「健康チェック表」を使用する。ただし、これと同じ項目が記載できるようになっていれば、学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

【マスク】

マスクの効果（飛沫飛散・吸引防止）については、その材質が不織布、布、ウレタンの順に効果が高いと言われている。（厚生労働省ホームページより引用）

教職員が使用するマスクは、原則として教職員各自で用意する。マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は、学校が準備したマスクを着用させる。

才 勤務時間外の行動・配慮

勤務時間外においても、「新しい生活様式の実践例」(厚生労働省)を再認識し、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避け、行動自粛について徹底する。（家族・同居者も同様）

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まことに手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

(3) 来校者の体調確認・衛生管理

管理職は、来校者用の「健康チェック表」を用意し、来校時の体調等の記入を依頼するとともに、積極的な手洗い、アルコール手指消毒液の使用やマスクの着用等を促すことにより、児童との接触による感染症予防に努める。

【健康チェック表】

教職員用の「健康チェック表」を一部改変して活用する。（参考様式）

ただし、これと同じ項目が記載できるようになっていれば、学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

(4) 教室等の環境衛生管理

ア 手指衛生用品の設置

国マニュアル 第2章1.～4.

校内に石けん（トイレ・手洗い場）や消毒用アルコール（職員玄関・職員室出入口等）を設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 換気の励行

換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

(ア) 窓がない教室等

換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努め、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。

(イ) 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

(ウ) 換気設備やエアコン使用時の対応

換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。

また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は行う。

(オ) 夏季における熱中症対策

気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症対策を優先させ、マスクを着用する必要はない。ただし、マスクを外す際には人との距離を確保し、会話を控えるよう指導する。また、マスクを外す際は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの一層の配慮を行う。

(カ) 冬季における換気の留意点

冬季は空気の乾燥により飛沫が飛びやすくなることや、感染症が流行する時期であるため、可能な限り常時換気に努める（難しい場合は30分に1回以上、窓を全開にするよう努める）。

併せて、室温低下による健康被害が生じないよう、保温・防寒目的のため暖かい服装を着用するよう児童生徒等に指導する。

ウ 校内の消毒

通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れ、過度な消毒とならないよう配慮する。

このため、児童・生徒の机など、教室内の備品等の消毒は行わず、多くの児童・生徒が手を触れる共用箇所（ドアノブ・てすり・スイッチ・蛇口など）のみ、1日1回、消毒液等を使用して消毒を行う。

なお、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて、児童・生徒が家庭用洗剤等を用いて共用箇所の清掃を行うことや、スクール・サポート・スタッフ、地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て消毒を行うことなど、学校の実情に合わせた対応を図り、教職員の負担軽減にも配慮する。

そのほか、学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

【消毒液等】

保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム、等を使用する。また、通常の清掃活動の一環として実施する場合は、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を使用する。

消毒方法は、文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（2度拭き）の積極的な使用を基本とするが、学校の実態を踏まえ、電気スイッチ等への噴霧を除き、時間短縮のためにアルコール消毒液（1度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。

(5) 給食調理上の衛生管理

国マニュアル 第3章5.

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

(6) 給食指導時の衛生管理

ア 配膳台の清掃・消毒

ポイントを絞って消毒の効果を取り入れるため、給食室（ミルク室）で配膳台用ふきんを消毒し、各クラスに配布して配膳前に清拭する。

【消毒液】

給食用の次亜塩素酸ナトリウムを使用する。（0.05%希釀液、1度拭き）

※水3Lに対し次亜塩素酸ナトリウム6%を25mLで希釀

※吸引すると人体に有害なため、次亜塩素酸ナトリウムを含んだ消毒液の噴霧は不可

イ 配膳・下膳時の対応

石けんによる手洗い・マスクの着用を徹底し、密集を避けるよう指導する。
例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。

ウ 喫食時の対応・指導

マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。着用していたマスクを清潔なビニール・布等に置くなどして清潔を保つようにする。児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話は控える。

エ 教職員の被服

教職員は、通常時同様、必ず清潔なエプロン・三角巾・マスクを着用する。

【被服（エプロン・三角巾）、マスク】

給食指導時の着衣については、学務課から配布しているエプロン・三角巾・帽子のほか、各自で購入した白衣等でも清潔に管理していれば着用可。

出勤時から着用しているマスクが汚れていなければ取り換える必要はない。

(7) 分散登校時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、児童・生徒同士の接触を避け、飛沫感染を防止するための指導を行う期間を確保するため、以下のような工夫による配膳が簡易な形で給食提供する。

配膳を伴わない給食後についても、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）とし、適切な栄養摂取はもとより、引き続き、配膳の過程での感染防止に配慮する。

- ア 弁当箱等の容器の使用や、個包装のパンと牛乳、果物等を組み合わせた、配膳（食器への盛り付け）を伴わない給食とする。
- イ 食物アレルギー対応については、小学校は、専用トレイ・食器を使用し、アレルギー対応献立表、対応カードによる確認を行うこと。
中学校は、保護者への詳細献立表配布等の対応を行うこと。
- ウ 配膳を伴わない給食の実施期間は、分散登校期間を目安に、各校で決定すること。中学校は、小学校と協議し、決定すること。
- エ 献立については、登校のサイクルに合わせて検討すること。（2日間同じでよいが、学年の状況に応じて、献立内容を変更することも可とする。）
- オ 中学校へ直送される食品がある場合は、中学校で業者の配送資材を利用してクラス分けを行うこと。

(8) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

国マニュアル 第4章2.

感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。

対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

【個室対応】

会議室・応接室等の使用可能な個室を複数準備することが困難な場合は、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切るなどの対応を行う。

体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（マスクやゴム手袋等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内の注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。また、濃厚接触者の候補者の特定を行う（20ページ参照）。

【消毒液】

保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム、等を使用する。

消毒方法は、文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（2度拭き）の積極的な使用を基本とするが、実態を踏まえ、電気スイッチ等への噴霧を除き、時間短縮のためにアルコール消毒液（1度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。

【(参考) 家庭内での注意事項についての資料】

「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（厚生労働省）

2 出席停止の取扱い等

(1) 出席停止の取扱い・登校の判断

国マニュアル 第4章2.

児童・生徒の感染が判明した場合、児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生したときは、校長は、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止や「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うなど、適切な措置を講じる。

児童・生徒の状況、取扱い	方法	出席停止の期間	使用書類
児童・生徒の感染が判明した場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出	保健所（保健所による指示が無い場合は医師）から自宅待機を指示された期間	
児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出	最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則7日間	別添様式2 「新型コロナウィルス感染症に係る欠席届」
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでないと判断した期間	
基礎疾患等のある児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでないと判断した期間	
発熱・倦怠感・呼吸困難等がある場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（症状の程度や周囲の流行状況に応じて、かかりつけ医と相談）	解熱し、風邪の症状がみられなくなるまで	
家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられる場合 【学校保健安全法】	保護者に連絡し、事情等を聞き取り	保護者と相談し個別に判断	様式なし ※聞き取った内容メモ等を保管
感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（入国日が確認できる書類を添付）	最新の「水際対策強化に係る新たな措置（厚生労働省）」により定める期間	別添様式2 「新型コロナウィルス感染症に係る欠席届」
児童・生徒が海外から帰国した場合 (国や地域を問わず) 【学校保健安全法】			

※「出席停止の期間」について、保健所や検疫所等から自宅待機に係る指示がある場合は、原則としてその期間とする。

第3章 臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）

1 感染者が判明した場合

国マニュアル 第4章3.

ア 校長は、児童・生徒や教職員の感染が判明した場合、保健所からの指示に基づき、出席停止や出勤させない扱いとする。

イ 校長は、速やかに、学務課及び指導室に報告する。

ウ 校長及び教育委員会（学務課・指導室）は、国マニュアルや「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和3年8月27日文部科学省通知）」等に沿って対応する。

なお、上記国のガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者の候補者の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方が示されており、この考え方方に沿って対応する。

【国のガイドライン（抜粋）】

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

＜現状＞

＜緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域＞

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】
学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、
・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】
設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】
保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

【保健所業務の補助】
事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
設置者は上記リストを保健所へ提供。

上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】
設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校教育活動を継続

※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症 2 日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があつた者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1 メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と 15 分以上の接触があつた者（例えば、感染者と会話をしていた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかつたかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が 1 人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

＜臨時休業の範囲や条件の例＞

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

5日程度（令和4年3月17日文部科学省通知により更新）

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

校長は、上記国ガイドラインに沿って、濃厚接触者の候補者の特定を行った後、当該候補者に対しては、保健所による濃厚接触者の特定がなされるまでの間の最大7日間、自宅待機を促し、指導要録上は出席停止等とする。

なお、陽性者及び濃厚接触者を発生させないようにすることが最重要事項であり、基本的な感染対策（3つの密（密閉・密集・密接）の回避、適切なマスクの着用、手洗い）の徹底について、教職員が率先して実践するとともに、児童・生徒へ指導する。

教育委員会は、学級閉鎖等をする場合は、上記国のガイドラインの基準に基づき、校長との相談の下、学校内で感染が広がっている可能性の有無について総合的に判断する。

2 保護者等への周知・市民への公表

(1) 周知・公表の考え方

学校・教育委員会は、児童・生徒等の感染が判明した場合や臨時休業（学級閉鎖等）を実施する場合は、保護者への周知及び市民への公表を次のとおり行う。

(2) 保護者等への周知

学校は、児童・生徒等の感染が判明した場合や臨時休業を実施する場合には、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して、学校安全安心メールの活用により、感染者発生状況及び学校の対応を周知する。

(3) 市民への公表

教育委員会は、臨時休業を実施する場合には、市ホームページで臨時休業情報 を公表する。

公表に当たっては、感染者に対する偏見や差別が発生しないようプライバシー の確保を最優先し、原則として学校名・学年・性別・氏名は非公開とする。

3 校内の消毒

学校・教育委員会は、保健所、学校医等の指示に従い、校内に保管してある消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒や教職員の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行うほか、必要な措置を講じる。

また、物の表面についてのウイルスの生存期間を考慮し、24～72時間程度、立ち入り禁止とするなどの処置も検討する。

【消毒液】

保健用・給食用の次亜塩素酸ナトリウム等を使用する。

4 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

教育委員会は、必要に応じて、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等を踏まえ、保健所と十分相談の上、一部又は全ての学校における休業措置についても検討する。

調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

『令和4年6月10日版』

調布市教育委員会教育部指導室・学務課

〒182-0026 東京都調布市小島町 2-36-1

TEL 042-481-7480, 7475・6